

広島県告示第六百六十七号

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示

広島県産業集積促進助成要綱（平成二十三年広島県告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十号とし、同条第八号中「事業」の下に「（第五号の事業を除く。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号中「事業者」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「事業場から」を「事業場等から」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 県営産業団地等高速通信回線敷設事業 製造、販売、試験研究、サービス業等の用に供するため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十九号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（以下「通信事業者」という。）が安定した周波数帯域の幅を確保できる光回線（以下「高速通信回線」という。）を県営産業団地等に新たに敷設する事業に對して、当該事業費から公租公課その他知事が別に定めるものを除いた額を負担する事業をいう。

第三条第一項中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に県又は県土地開発公社と県営産業団地等に係る土地売買契約を締結し、平成二十三年四月一日以降に初めて、当該土地を事業の用に供するため、当該土地において、県営産業団地等高速通信回線敷設事業であつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定県営産業団地等高速通信回線敷設事業」という。）を実施し、自ら当該高速通信回線を使用する事業者又は指定県営産業団地等高速通信回線敷設事業を実施するリース事業者等

第三条第二項中「若しくは指定基幹産業等強化促進事業」を「指定基幹産業等強化促進事業若しくは指定県営産業団地等高速通信回線敷設事業」に、「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同条第三項中「若しくは指定基幹産業等強化促進事業」を「指定基幹産業等強化促進事業若しくは指定県営産業団地等高速通信回線敷設事業」に、「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第四条中「第三号まで」を「第四号まで」に、「又は基幹産業等強化促進事業」を「若しくは基幹産業等強化促進事業」に、「場合」の下に「又は県営産業団地等高速通信回線敷設事業」を加え、同条の表に次のように加える。

前条第一項第四号に該当する者	奨励指定申請書 (別記様式第一号の四)	(1) 高速通信回線利用計画書 (2) 新設事業場建設計画書 (3) 機器等整備計画書 (4) 公害防止施設説明書 (5) 労働者の雇入れに関する計画書 (6) その他知事が必要と認める書類
----------------	------------------------	--

第四条に次の一項を加える。

2 別記様式第一号の四の奨励指定申請書を提出する者が、第三条第一項第一号から第三号までの規定による指定を申請している場合にあつては、前項の表の下欄に掲げる添付書類のうち同一の内容と認められるものについては、これを省略することができる。

第六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第三条第一項四号」を「第三条第一項第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 第三条第一項第四号に該当する者に係る助成金の額は、指定県営産業団地等高速通信回線敷設事業において、当該者が負担した額（二百二十五万円を下限とする。以下「敷設費負担額」という。）のうち、次条第一項の規定による交付申請を行う日までに支払った敷設費負担額に三分の二を乗じて得た額とし、一の指定県営産業団地等高速通信回線敷設事業において、三千万円を限度とする。

第七条第一項中「の規定による助成金の交付を受けようとする者は」を「第一号から第三号まで及び第五号の規定による助成金の交付を受けようとする者にあつては、設置し、若しくは建設した事業場等又は新設等した設備による業務を開始した日から一年以内に、第三条第一項第四号の規定による助成金の交付を受けようとする者にあつては、敷設された高速通信回線を製造、販売、試験研究、サービス業等の業務への使用を開始した日から三年以内に」に改め、「設置し、若しくは建設した事業場等又は新設等した設備による業務を開始した日から一年以内に」を削り、同項の表中

第三条第一項第四号に該当する者	助成金交付申請書 (別記様式第二号の四)	(1) 事業概要説明書 (2) 事業場一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 公害防止対策の概要 (5) 助成対象経費の概要 (6) 事業場図面 (7) その他知事が必要と認める書類
-----------------	-------------------------	--

を

<p>第三条第一項第四号に該当する者</p>	<p>助成金交付申請書 (別記様式第三号の四)</p>	<p>(1) 事業概要説明書 (2) 新設事業場建屋一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 助成対象経費の概要 (5) 公害防止対策の概要 (6) その他知事が必要と認める書類</p>
<p>第三条第一項第五号に該当する者</p>	<p>助成金交付申請書 (別記様式第三号の五)</p>	<p>(1) 事業概要説明書 (2) 事業場一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 公害防止対策の概要 (5) 助成対象経費の概要 (6) 事業場図面 (7) その他知事が必要と認める書類</p>

に改める。

第七条第二項中「対象とする」を、「同項第四号に該当する者については、敷設費負担額のうち前項の規定による交付申請書を提出するまでに支払った額を対象とする」に改め、「の元金の額」を削り、同条第三項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第五号」に、「第三号の四」を「第三号の五」に改め、同条第四項中「第三号の四」を「第三号の五」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 別記様式第三号の四の交付申請書を提出する者が、第三条第一項第一号から第三号まで又は第五号の規定による助成金の交付を申請している場合にあつては、第一項の表の下欄に掲げる添付書類のうち同一の内容と認められるものについては、これを省略することができる。

第十五条第一号中「指定又は」を、「指定若しくは」に改め、「とき」の下に「又は指定に係る高速通信回線を業務へ使用しないとき」を加え、同条第二号中「後」の下に「又は高速通信回線を業務へ使用開始した後」を加える。

附則第九項第三号中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第五号」に改め、同項第四号中「第六条第一項第四号」を「第六条第五号」に改め、同項第六号中「第六条第七号」を「第六条第八号」に改める。

附則第十一項中「規定を」を「規定（県営産業団地等高速通信回線敷設事業に関する規定を除く。）を」に、「第一項」とあるのは「附則第十項」を「第一項の」とあるのは「附則第十項の」に、「第四項」とあるのは「第五項」と改める。

別記様式第一号の三の次に次の一様式を加える。

様式第1号の4 (第4条関係)

奨励指定申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名 ㊟

広島県産業集積促進助成要綱第3条第1項第4号の規定による指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

新設事業場の名称		新設事業場の所在地	
主たる製品(業種)	()		
通信会社との契約予定日	平成 年 月 日	高速通信回線の通信速度	メガビット/秒
高速通信回線の利用開始予定日	平成 年 月 日	敷設費用	
交付申請予定時期	平成 年 月 日	交付申請時までに支払予定の敷設費負担額	

- 添付書類 (1) 高速通信回線利用計画書
(2) 新設事業場建設計画書
(3) 機器等整備計画書
(4) 公害防止施設説明書
(5) 労働者の雇入れに関する計画書
(6) 事業計画図面
(7) 法人にあっては、定款
(8) 法人にあっては、登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)
(9) 印鑑証明書
(10) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面
(11) 共同事業者に関する説明書(第3条第2項の規定を適用する場合に限る。)
(12) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書(第3条第3項の規定を適用する場合に限る。)

別記様式第二号中「(以下「指定事業」という。)」を削る。

別記様式第三号の四中「第3条第1項第4号」を「第3条第1項第5号」に改め、同様式を別記様式第三号の五とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第3号の4 (第7条関係)

助成金交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

申請者 氏名又は名称

及び代表者名

㊟

広島県産業集積促進助成要綱第3条第1項第4号の規定による助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

新設事業場の名称		新設事業場の所在地	
主たる製品(業種)	()		
通信会社との契約日	平成 年 月 日	高速通信回線の利用開始日	平成 年 月 日
敷設費用		敷設費用のうち支払済み額	

- 添付書類 (1) 事業概要説明書
(2) 新設事業場建屋一覧表
(3) 新規雇用常用労働者一覧表
(4) 助成対象経費の概要
(5) 公害防止対策の概要
(6) 事業場図面

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後一月以内に県営産業団地等高速通信回線敷設事業に着手する第三条第一項第四号に該当する者に対する第四条の申請期限については、同条の規定にかかわらず、当該事業に着手する日までとする。